

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第57号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条中「図面」の次に「（次項において「設計書等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、公園施設の設置又は都市公園の占用の許可を受けた者がその許可に係る設置又は占用の期間の更新を受けようとする場合は、設計書等の添付を省略することができる。

第12条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、その使用料（有料公園又は有料公園施設の使用料を除く。）の額が 100 円未満となる場合の使用料の額は、100 円とする。

別表第 2 中

3 都市公園を占用する場合	
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電柱 2,300円 第 2 種電柱 3,400円 第 3 種電柱 4,600円
(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電話柱 2,000円 第 2 種電話柱 3,200円 第 3 種電話柱 4,500円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1 基 1 年につき 2,600円
(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1 メートル 1 年につき 外径が 0.07メートル未満のもの 54円 外径が 0.07メートル以上 0.1 メートル未満のもの 77円 外径が 0.1 メートル以上 0.15メートル未満のもの 120円 外径が 0.15メートル以上 0.2 メートル未満のもの 150円 外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの 230円 外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの 310円 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの 540円 外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの 770円 外径が 1 メートル以上のもの

	1,500円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円 ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき 1,000円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する催しを行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき 2,800円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき 占用する土地の適正な評価額に 0.014 を乗じて得た額
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき 10,000円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき 1,000円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1 年につき 広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得

	た額
	公園施設である建築物内に設ける場合 名古屋市財産条例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額
(13) その他	1 平方メートル 1 日につき 150円

」

を

「

3 都市公園を占用する場合	
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電柱 2,300円 第 2 種電柱 3,500円 第 3 種電柱 4,700円
(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電話柱 2,100円 第 2 種電話柱 3,300円 第 3 種電話柱 4,600円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1 基 1 年につき 2,700円
(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1 メートル 1 年につき 外径が 0.07メートル未満のもの 55円 外径が 0.07メートル以上 0.1 メートル未満のもの 79円 外径が 0.1 メートル以上 0.15メートル未満のもの 120円 外径が 0.15メートル以上 0.2 メートル未満のもの 160円 外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの 240円 外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの 320円 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの 550円 外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの 790円 外径が 1 メートル以上のもの

	1,600円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円 ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき 1,100円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する催しを行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき 3,000円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき 占用する土地の適正な評価額に 0.013 を乗じて得た額
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき 11,000円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき 2,600円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき 1,100円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1 年につき 広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得

	た額
	公園施設である建築物内に設ける場合 名古屋市財産条例第7条第1項第3号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額
(13) その他	1平方メートル1日につき 150円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市都市公園条例第12条第1項の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料（当該使用料のうち年を単位として定められているもので施行日以後の使用に係るものを除く。）については、なお従前の例による。